令和８年第３回隠岐の島町議会定例会会議録（第17日目）

開　議　宣　告　　令和８年９月２５日（水）９時２７分

○ 出席議員

１番	松　山　　貢	６番	牧　野　牧　子	１１番	安　部　大　助
２番	村　上　　一	７番	齋　藤　則　子	１２番	前　田　芳　樹
３番	西　村　万里子	８番	村　上　謙　武	１３番	石　田　茂　春
４番	脇　田　千代志	９番	菊　地　政　文	１４番	髙　宮　陽　一
５番	山　田　浩　太	１０番	西　尾　幸太郎		

○ 地方自治法第１２１条の規定により出席した者の職氏名

町長	池　田　高世偉	水産振興室長	木　瀬　高　宏
副町長	大　庭　孝　久	建設課長	岸　本　則　和
教育長	野　津　浩　一	都市計画課長	石　田　　傑
会計管理者	野　津　千　秋	環境課長	原　　秀　人
総務課長	宇　野　慎　一	エネルギー対策室長	野　津　寿　天
危機管理室長	柳　原　　潔	国民スポーツ大会推進課長	田　崎　幸　雄
地域振興課長	橋　本　博　志	上下水道課長	藤　田　将　之
財政課長	池　本　繁　樹	布施支所長	坂　本　　忠
施設管理課長	堀　川　秀　樹	五箇支所長	石　橋　忠　夫
税務課長	島　根　美　香	都万支所長	近　藤　勝　志
町民課長	和　田　美由貴	中出張所長	黒　川　直　照
保健福祉課長	中　村　恒　一	総務学校教育課長	金　井　和　昭
住民福祉担当課長	茶　山　　宏	社会教育課長	砂　川　祐　一
商工観光課長	藤　野　　一	中央公民館長	藤　田　留　美
農林水産課長	曽我部　一　彦		

○ 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長　田　中　　挙　　事務局長補佐　前　田　静　香

○ 議員提出議案の題目

発議第２号　　子供たちの最善の教育環境と地域の発展を守るための決議

議事の経過

○議長（　安　部　大　助　）

おはようございます。ただ今から、本日の会議を開きます。

（　開　議　宣　告　　９時２７分　）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 １．委員長報告

委員長報告を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の議第62号から議第69号までの８件、及び認定第１号から認定第６号までの６件、並びに請願１件、要望１件、及び継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長、７番、齋藤則子議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　大 助 ）

齋藤議員。

○7番（ 齋 藤　則 子 ）

皆様おはようございます。それでは早速、総務教育民生常任委員長の報告に移っていきたいと思います。

１．委員会開催日は９月２日、３日、17日、18日、24日の５日間でした。

２．付託案件は、別紙のとおりでございます。

審査の結果ですが、議第62号から議第66号は全会一致で可決すべしとしました。認定第１号、２号は賛成多数で認定すべしといたしました。認定第３号、５号は全会一致で認定すべしといたしました。また請願第４号は反対多数で不採択すべしといたしました。

次に、審査の経過及び主な意見・指摘事項に入ります。

議第65号老人保護措置事業に係る補正予算について、予算額は2,698万２千円でございます。社会福祉法人高田会が運営する特別養護老人ホーム鳴澤の里に併設する短期入所施設で

は、近年は入所者の減少による空床が常態化し、あわせて要介護度の軽度化により介護報酬が減少し事業活動収支の悪化が続いておりました。高田会は、空床部分を養護老人ホームに用途変更し、入所者と事業収入を確保することにより経営改善を図っております。新たに養護老人ホームを開設することに伴い、措置費の増額が必要となったものでございます。

担当課からは、鳴澤の里は定員を満たしてきているが、引き続き必要な支援をしていくとの説明がございました。委員会としては継続して支援するように指摘いたしました。

次、認定第２号です。令和７年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。国民健康保険事業の滞納者への短期証は今回から廃止になり、医療費が 10 割負担となる資格確認書を発行しております。委員からは、受診抑制になるのでできるだけ発行しないことが望ましいとの意見があり、担当課からは、滞納者に対して丁寧に聞き取りをしながら対応しており、どうしても接触できない方に対して発行しているとの説明がございました。

３、請願についてでございます。請願第４号隠岐地域の医療・介護・福祉人材確保に関する連携体制の構築及び支援を求める請願についてです。提出者は隠岐地域医療介護福祉人材ネットワーク（ＯＫＩメディケアリンク）代表者牛坂累氏、紹介議員山田浩太氏です。

隠岐地域では、人口減少や高齢化の進行に伴い、医療・介護・福祉分野における人材確保が喫緊の課題となっており、行政に対して島外の人材に対する情報発信、地域や医療・介護・福祉の現場を体験できるインターン制度の構築、地域との交流やコミュニティー形成につながる機会の創出などを求める請願でございます。

請願者を当委員会に呼び話を聞き審議いたしました。委員からは、請願の趣旨自体については理解できる点もあるが、提出団体の規約の不備や、行政などに対する事前の申入れの不備などの指摘があり、継続審査１、反対４の反対多数で不採択にすべしといたしました。

次に、所管の調査事項でございます。

隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画についてでございますが、８月 22 日、23 日、29 日、30 日に７小学校区で開催した住民説明会の結果が担当課より報告されました。参加住民は多い校区から順に、磯小学校区 30 名、五箇小学校区 27 名、北小学校区 19 名、有木小学校区 18 名、都万小学校区は 16 名、西郷小学校区 12 名、中条小学校区７名の合計 129 名でございました。参加者からの主な質問・意見としては、①学級規模に対する根拠、②地域とのつながり、③ふるさと教育、④教職員への影響、⑤前回計画との整合性、⑥学校存続と地域活性化の関係、⑦複式学級の解消、⑧廃校舎の活用についてなどがございました。その他、交

付税影響額の資料提供、校区別アンケート結果の公表、計画策定委員会会議録の公表、住民説明会開催状況の公表の要望がございました。

委員からは、①７つの小学校区で行った住民説明会で出された質問や要望をしっかり受け止め、住民に対して必要な情報提供し、住民合意が得られるように計画の修正を行うこと、②小中学校校長会の意見書や保護者、地域住民、子どもからの要望などについても十分考慮して計画を策定すること、③令和９年３月の計画成案にこだわらず慎重に計画策定を進めること、④令和３年の適正化検討委員会からの答申にある小中一貫校や小中連携なども検討すべきと指摘いたしました。

担当課からは、住民から出た意見を策定委員会で検討して必要な修正を行う、公表資料は準備ができ次第公表する、小中一貫教育や小中連携については策定委員会の中で必要があるということになれば検討するとの回答がございました。

委員会としては、計画の策定にあたっては、学校長や教職員の声も聞き取り、町長、教育長も含めて何が隠岐の島町の子どもたちと地域にとって大切かを判断材料とすることを強くして指摘しておきました。

５．行政視察についてでございます。本町が国境離島として抱える領土問題の取組は、要望を出しても特措法制定には至らず長らく閉塞的な状態にございます。本町の竹島領土問題への今後の取組に対して参考にするべく、離島ではないが同様に領土問題を抱える根室市の長年の取組の歴史と現状を主眼点に視察いたしました。

日程及び視察先についてでございますが、日時、８月の 18 日から 21 日、視察先は北海道根室市役所、北海道立四島交流センター（ニ・ホ・ロ）という名称になっております。根室市北方領土資料館、北方館／望郷の家、根室市歴史と自然の資料館でございます。

視察者は、総務教育民生常任委員長はじめ５名でございました。

詳細については、別紙のとおりです。

それでは、所管の調査事項については、議会閉会中も継続して審査研究いたします。

これで委員長報告は終わりですが、行政視察報告に入ります。

令和８年度の総務教育民生常任委員会の行政視察報告 1．視察の目的は本町が国境離島として抱える領土問題の取組に関しては国による特措法の制定もまだ今だなく、長らく閉塞的な状態にあるということで、先ほど申し述べました。視察先、及び日程についても、先ほどの委員長報告で述べましたので、また皆さんご覧ください。参加者も掲示のとおりでございます。

対応者は、北海道市役所、根室市役所市長石垣正敏氏、市議会議長遠藤輝宣氏、北方領土対策課長松﨑誉氏、市議会事務局長加美山勝政氏、市議会事務局次長齋藤裕幸氏、市議会事務局議会担当鎌田里美氏でございます。あとは交流センター資料館、北方館／希望の家の館長でございます。

視察の概要についてでございます。

調査事項、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づく自治体の取組について次の５点を調査することといたしました。

根室市の概要、それから北方領土問題に対する根室市の取組の歴史、北方領土問題に対する根室市の取組の現状、隣接地域支援措置に基づく根室市の取組、北方領土問題の課題、以上５点でございます。

次に、北海道根室市視察概要でございます。調査事項の１にあたります根室市の概要です。

北海道根室市は、人口２万１千人強、世帯数１万２千弱。根室は元禄年間、18 世紀なんですが、に開拓が始まり、明治２年に開拓使松本判官が属領 130 人を連れて居住し、根室の基礎を築きました。カニ・コンブ・サケなどの水産業を中心に発達し、明治 33 年には１万４千人余の人口を数えました。昭和 20 年の戦災により町の大半を焼失し、北方領土をロシア（旧ソ連邦）に不法に占領されました。昭和 32 年に根室市が誕生し、北洋漁業で水産業は立ち直り、昭和 42 年には人口４万９千人を超えましたが、排他的経済水域 200 カイリ施行、サケ・マス沖取り禁止、さらにマダラ漁獲量割当て量大幅削減のほか、近年では、海水温上昇の影響によりサンマの漁獲量が激減するなど、基幹産業である漁業は厳しい状況に置かれております。

次に調査事項の２にあたります北方領土問題に対する根室市の取組の歴史についてですが、少し長いんですけどちょっとこれは必要かなと思いますので読み上げます。

北方領土問題とは昭和 20 年、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確に表明した後にソ連が北方四島に侵攻したのが始まりで、それ以来不法占拠が続いております。北方四島とは根室から近い順に歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四島で、父祖が開拓してきた日本固有の領土をいいます。1799 年、当時の幕府が番所を置き統治しました。戦前の北方四島には約１万７千人の日本人が居住していて、戦後半分は自ら本島に渡り、残りの半数の島民たちは強制的に本島に返されました。元島民も平均年齢は、令和７年３月末時点で 89.3 歳と高齢になっております。

日本国民がロシアの発給するビザを取得して北方四島に入域することは、日本領土におい

て、あたかもロシア側の管轄権に屈したごときの行為であり容認できないことから、政府は閣議了解により北方領土問題解決までの間、日本国民による北方領土訪問について自粛を求めているが、特例として、訪問等の枠組みによる訪問交流が行われてきました。それが北方墓参、これは昭和39年からです。９年に始まりました四島交流、これがいわゆるビザなし交流と言われるものでこれは平成３年に始まっております。自由訪問、これは平成10年に始まっております。などがございます。

それも、近年のＣＯＶＩＤ－19の影響や、2022年（令和４年）のロシアによるウクライナ侵攻で全面的な中止が続いております。別途の事業として、平成23年に北方四島の交流事業のために建造された「エトピリカ船」で、令和４年から７年まで毎年６回から10回洋上慰霊が行われております。今年８月19日の視察の午前中も洋上慰霊があり、根室市長は私たちの訪問に少しの遅延で挨拶に駆けつけ、「島根県隠岐の島町議会行政視察」と題する歓迎講演をしてくださいました。

そのほかの取組に、元島民等に対する援護、北方領土隣接地域の振興等があり、元島民が行う活動支援や融資事業がございます。隣接地域の振興には、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町に北方領土隣接地域振興等基金がございます。

歴史的に北方領土が日本固有の領土の根拠となる日露間の取引取決めには４回の変遷がございます。北方領土問題を理解するうえで大事なことと考えるので、簡単に列挙いたします。

①1855年日魯通好条約、これは日魯間はじめての国境確認が行われ、ウルップ島と択捉島の間に定められました。ウルップ島は千島列島列島の１番南の島です。また樺太はさらにですね、従来どおり両国民の混住後としております。②1875年樺太千島交換条約がございました。千島列島をロシアから受け取るかわりに、ロシアに対して樺太全島を放棄しました。この交換条約では、ウルップ島以北の千島列島のみで択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は含まれておりません。③1905年日露戦争の結果、ポーツマス条約が締結され、北緯50度以南の南樺太が日本に割譲されました。④1951年、サンフランシスコ平和条約が締結されました。日本は千島列島18島と北緯50度以南の南樺太を放棄しました。日本固有の領土である北方領土四島は含まれておりません。

調査事項３．北方領土問題に対する根室市の取組の現状。ここは簡単に参ります。

根室市と隠岐の島町との交流について次のような紹介がありましたけれども、ちょっとここ誤記がありまして、令和４年がもうこういうふうになっております。令和４年というふうにお考えください。

まず隠岐高校生の根室市訪問があり、そして根室、同じ年の11月に根室高校生の隠岐の島町訪問があり、それからまた、途中で根室市ＪＣ青年会議所の隠岐の島町訪問があったということです。令和６年根室市・北方領土問題対策協会の基本的な考え方は、北方四島の返還を実現して平和条約を結び、日ロ両国の間に真の安定した友好関係を築きたいということでございました。

次に、調査事項４にあたります隣接地域支援措置に基づく根室市の取組についてでございます。

北方領土隣接地域である根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町は北方領土問題が今なお未解決であることにより、望ましい地域社会の発展が阻害されているという特殊事情に置かれております。昭和57年に制定された「北方領土問題解決の促進のための特別措置に関する法律」、北特法と略して言うそうですが、に基づき、北方領土隣接地域振興計画（これは北海道知事作成によります。）による隣接地域の振興等の事業の支援がなされております。

北特法に基づき、北海道に北方領土隣接地域振興基金（100億円）が設置されました。隣接地域の振興、及び住民の生活の安定事業、北方領土問題についての世論の啓発事業、元島民の援護等に関する事業に充てられております。基金による隣接地域の振興策は、これまで基金の運用益を活用し実施されてきましたが、近年の金利の低下を踏まえ、基金の取崩しが可能となるように平成31年に法改正されております。基金の対象事業は次の３項目でございます。①隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業、②北方領土問題等について世論の啓発に関する事業、③北方地域元居住者の援護等に関する事業でございます。

次に調査事項５の北方領土問題の課題でございます。

基金の元金を取崩して事業を実施しているので、このままいけば令和20年でなくなってしまう。根室市は一生懸命やっているが、もっと北海道が北方領土問題で仕事をしてほしいとのことでございました。

次に、最後ですが、参加議員の所感として北方領土は特別措置法に基づき、対象の自治体に対して資金援助もあり啓発事業などが相当実施されていました。根室市だけでも４つの施設と船舶を見学しました。国の施設、道の施設、市の施設などがあり、啓発施設は相当充実していると思いました。

北方領土は実際に多数の日本人が住んでいて、第二次大戦後に一方的にソ連によって退去させられ、現在も元住民が存在することに対して、竹島は日本の領土ですが、漁業で利用していて常駐した住民はいなかったことは大きな違いだと思いましたという所感と、いずれに

しても、北方領土は国と国の話合いによって解決されるべきで、北海道北方四島交流センター（ニ・ホ・ロ）の説明で、両国がお互いに主張するばかりでなく国民同士が文化や経済交流をすることを通じて、共同で利用するなど未来志向の動きになってほしいというお話を聞いて、竹島問題にも通じることだなと感じました。ちなみに（ニ・ホ・ロ）とは日本・北海道・ロシアの頭文字をとったものです。北方領土では、現在、墓参もビザなし交流も政治的影響で中断していますが、民間同士の交流が大切で、早期に交流が再開されることを願います。

また、私たちも今回の視察で得たことを学びとして、竹島領土確立に向けしっかり取り組んでいきたいと強く思いました。

最後に根室市役所の市長はじめ、議長・関係者には大変お世話になりました。特に議会事務局の鎌田里美氏には、２日間にわたり丁寧に対応していただき感謝いたします。

以上で、教育民生常任委員会の行政報告を終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

次に、産業建設常任委員長、６番、牧野牧子議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

牧野議員。

○６番（ 牧 野　 牧 子 ）

はい。それでは産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

１．常任委員会の開催日は、９月２日、３日、17 日、18 日、24 日の５日間でした。

２．付託案件については、別紙のとおりでございます。

３．審査の結果でございます。

付託された議案は全て全会一致で可決、認定すべしといたしました。要望第１号は、全会一致で採択すべしといたしました。

４．審査の経過及び主な意見・指摘事項等でございます。

はじめに、議第65号令和８年度隠岐の島町一般会計補正予算第３号についてでございます。隠岐島木材業製材業協同組合緊急支援補助金1,500 万についてでございます。隠岐島木材業製材業協同組合の経営状態は、原木価格の上昇、燃料費・資材費等の高騰、島内木材需要の減少などの影響により、厳しい状況であります。担当課からは、当該組合は町内唯一の大規模製材施設であり、森林整備の促進や地域林業の振興を支える重要な役割を担っていること

から、物価高騰分に限定して支援をするとの説明を受けました。

委員からは、今回の補助は物価高騰分を埋める効果しかなく将来的な経営支援にはつながらない。５年後、10 年後の林業ビジョンを示し、事業者と目標を共有すべきであるとの指摘がありました。担当課からは、当該組合は本年７月に経営改善計画を策定しており、今後の支援は今回の補助の効果を見て検討するとの説明がありました。

委員会では、緊急支援を一過性で終わらせず、製材機能の維持と地域内循環に町が継続して関わるよう指摘いたしました。

続きまして、松くい虫危険木処理事業 550 万４千円についてでございます。被害木の発生が想定量を上回り、倒木による被害を防ぐため事業費を増額するものであります。

委員からは、住宅地等でも松枯れが進み行政だけでは対応しきれない、私有地と町有地の線引き、及び補助の基準を定めるべきであるとの指摘がありました。担当課からは、危険木の処理が追いついていない、里山を整備する県の補助事業もあるが単年度で終わるなど問題もある、対応方法については引き続き検討をするとの説明がありました。

委員会では、松枯れは今後さらに拡大することが予想されるため、早急に対応方針などを検討するよう求めました。

次に、令和７年度決算審査について、観光総務事務一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構補助金について審査いたしました。おき得乗船券 1,679 万４千円等を審査いたしまして、おき得乗船券の販売は前年度比 23%減でありました。減少要因は、スマホ操作に不慣れな観光客の利用減少や、繁忙期の７月 20 日から８月 16 日までを利用対象外としたこととの説明がありました。

委員からは、繁忙期を利用対象外にしたが、観光事業者への影響調査などは行われているのかなどの指摘がありました。担当課からは、観光事業者への影響は当課では把握はしていません、実施団体と協議をし影響を調査するとの説明を受けました。

委員会では、電子化などの工夫をすることも大事だが、変更による観光事業者への影響なども考慮しながら対応すべきと指摘いたしました。

次に、要望第１号の審査でございます。

要望第１号隠岐島木材業製材業協同組合「ウッドヒル隠岐」への支援についてでございます。提出者は、隠岐島木材業製材業協同組合代表理事大上一郎氏ほか７名。要望の概要は、昨今の原木の仕入価格や、燃料費の高騰物価高による島内需要減などにより、経営状態が厳しくなり、島内産材の安定供給及び地域木材住宅の維持確保のために町に支援を求めるもの

であります。

委員会で要望者の方々にはヒアリングを行いました。経営改善に向けた販路開拓や大学との商品化研究等の産官学連携の取組も始まっていることも確認いたしました。委員会としては、緊急支援とあわせ、町内の製材機能と地域材の循環の維持に対し支援は必要であると判断いたしましたので、全会一致で採択すべきといたしました。

次に、所管の調査事項であります。

ローソク島遊覧船（しゃくなげ）の接触事故についてでございます。

本年８月８日午後５時40分頃、これは本日の報道では発生時は午後６時15分となっておりました。委員会のほうに報告があった内容では、午後５時40分頃となっております。ローソク島に向かう航行中に他船との接触を避ける際、岩に接触したことにより船底やプロペラ等が損傷した。負傷者はなくとなっておりますが、報道では負傷者がいた模様です。指定管理者の保険で修理するが、町への報告は翌日となりましたとなっております。

委員からは、町への報告が翌日となっているが、事故が起こった際の報告のルールはどうなっているのか。事故後の対応を町観光協会の職員が行っているが、指定管理者と観光協会の役割分担はどうなっているのか。再発防止についてどのような検討がされているのかなどの指摘がございました。

担当課からは、事故後の報告体制などについては指定管理者と協議し、改善を行う。現在関係機関で調査中であり、詳細は改めて報告するとの説明でありました。

委員会では、今後、重大事故が起こらぬよう運行を再開する前に再発防止策など、指摘事項に関してどのような改善が行われるか、議会へ報告するよう強く求めました。

次に、上下水道料金改定についてでございます。

上下水道事業経営審議会から、水道料金については令和10年度から平均８％程度の引上げを実施する必要がある。料金体系の見直しも必要である。下水道使用料については、水道料金とあわせ、同時期に同程度の改定をすることが望ましいとの答申があり、担当課からは、今後、料金改定を公表し町民に広く意見募集を行うとの報告がありました。

委員からは、どの程度の値上げになるか各家庭の家族構成によるシミュレーションを示すなど、分かりやすい説明が必要ではないかなどの意見がございました。

担当課からは、意見募集を行うほか、町のホームページで使用料を入力すると新旧料金が、自動計算でできるようにするなどの工夫をしたいとの答弁でありました。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査研究いたします。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

ここで､広報広聴常任委員会から調査事項の件について報告をしたいと申出がありました。

お諮りします。

これを、申出のとおり報告を受けることにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声を確認　）

異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会の報告を受けることに決定いたしました。

広報広聴常任委員長の発言を許します。

広報広聴常任委員長、５番、山田浩太議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

山田議員。

○5番（ 山 田　 浩 太 ）

それでは、広報広聴常任委員会より広報研修会の報告を皆様にさせていただきたいと思います。お手元に配付の資料をもとに、ご報告いたします。

去る８月 25 日、松江市の島根県市町村振興センターにおきまして開催された研修会に、私ども広報広聴常任委員会から４名が参加をさせていただきました。講師は株式会社会議録センターの議会広報アドバイザー杉本正一氏で、住民とつながる議会だよりをテーマに研修を受けてまいりました。

研修では、議会だよりを内容を分かりやすくするだけではなく、まず住民の皆様に手にとっていただき中を開いていただく工夫が重要であるとの説明がありました。特に表紙につきましては住民の笑顔や動き、そして地域性や季節感が伝わる写真を使用し、関連記事の掲載ページを案内するなどすることと、そして目次には議会用語をただ並べるだけではなく、住民の皆様の生活に関係する具体的な見出しを用いていていくことが重要であるということを学んでまいりました。また本文につきましては、文字を大きくして余白を確保すること。そして予算額などの数字を分かりやすく表記していくこと。議決の結果だけではなく、審議の経過や賛否の理由を伝えることが重要であるとの助言がありました。

そして本町の議会だよりにつきましては、写真の掲載数、議会モニターによる住民との双方向性、そして討論ページの分かりやすさなどを高く評価していただくことができました。

その一方で、表紙写真の説明をさらに充実させていくこと、予算記事に関連写真を加えて

いくなどして工夫を凝らしていくこと、その他文字数を見直していくことなどの改善点が示されました。

今回の研修で得た内容を委員会の中で共有し、住民の皆様が手にとりやすく議会の活動や議論がより分かりやすく伝わる議会だよりの製作にいかしてまいります。

以上、研修会の報告といたします。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、委員長報告を終わります。

日 程 第 ２．討論

討論を行います。討論は分割して行います。

町長提出議案の議第62号「隠岐の島町犯罪被害者等支援条例」から、認定第６号「令和７年度隠岐の島町下水道事業会計決算の認定について」までの14議案、諮問第１号及び２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の２議案、並びに本日の議事日程第１で行いました各委員長報告を分割して討論に付します。

まず、反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

村上一議員。

○２番（ 村 上　 一 ）

おはようございます。日本共産党の村上一です。

町長提出議案のうち、認定第１号「令和７年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」と認定第２号「令和７年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」の２件に対して反対討論を行います。

議会における決算認定は、可決された予算が正確に執行されたか否か

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上一委員、発言の途中で申し訳ありません。

反対討論は分割で行いたいと思いますので、まず最初に言われました認定第１号のほうの反対討論をお願いいたします。

○２番（ 村 上　 一 ）

わかりました、失礼しました。認定第１号のみについての反対討論を行います。

議会における決算認定は可決された予算が正確に執行されたか否か、計数が正確であるか

どうかを審査するだけでなく、次年度以降の予算編成に資するため広範な角度から住民の立場で行政を評価、検証するものと考えます。

この立場を踏まえ、町政の評価基準を第１に憲法が定める生存権や財産権、幸福追求権など基本的人権を保障しているのか。第２に地方自治法が規定する住民の福祉の増進という自治体本来の役割を発揮しているのかにおきました。そして、住民の理解を得ながら予算の執行と町政の運営を行ってきたかどうかということも重視しました。

隠岐の島町の町政と決算の全体については、町長はじめ町職員の皆さんが日々誠実に努力されていることは評価するものです。

しかし、何点か指摘せざるを得ないことについて、以下、意見を述べるものです。

まず認定第１号、今認定第１号についての反対討論ですので、一般会計歳入歳出決算の土木費の中にある都市再生整備事業のうち、用地買収、移転補償費に約１億４千万円、海の見える交流館実施設計業務に約２千万円、交流館周辺デザイン検討業務に約 440 万円などが使われています。

私は今年３月の令和８年度予算審議でも、また６月の補正予算審議でも指摘しましたが、住民合意の得られていない事業に予算を執行すべきではないという立場です。担当課が中心となって住民の理解を得るための努力をされてきたことは一定評価しますが、計画策定から事業の進め方も含めて住民の理解が得られているとは言いがたく、今後も丁寧な住民理解への取組が必要であることを指摘するものです。

一般会計決算の認定についてもう一つ指摘しなければならないことは、教育費の新規事業である隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定事業についてです。

昨年６月定例会で、小中学校教育環境基本計画を策定するための業務委託料として総額990万円の補正予算が決定され、令和７年度は委託業者に前払い相当額として 297 万円が支払われています。昨年度の９月から、役場内に設置した教育環境基本計画策定委員会で協議を重ね、委託業者とともにアンケート調査を実施し、今年度は計画の基本方針案を策定し、７小学校区で住民説明会を実施しています。現在、小学校７校中学校４校あるものを小学校２校中学校２校にするという策定委員会の計画案は、子供の教育にとってはもちろん隠岐の島町の未来にとっても重要な問題ですが、住民アンケートの実施方法、住民説明会での説明、学校関係者などへの聞き取りなども不十分であると思います。

予算の執行と町政の運営にあたっては、住民への情報提供と住民理解を得ながら進めていくべきであります。

以上で、認定第１号の反対討論を終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

次に、認定第１号の原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

（　「なし」の声を確認　）

以上で、認定第１号議案についての討論を終わります。

次に、反対者の方の発言を許します。

反対討論のある方。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

村上一議員。

○２番（ 村 上　 一 ）

それでは次に、認定第２号「令和７年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」ですが、国民健康保険は年金受給者や自営業者、フリーランス、非正規雇用者など、低所得者が多く加入する医療保険です。平均保険料は、４人世帯の場合同じ年収のサラリーマンの健康保険料の２倍にもなります。

日本共産党隠岐支部では、昨年、今年と町民アンケートを実施しています。アンケート項目の暮らしで困っていることに対する回答で、国保税・介護保険料の負担増が昨年は４番目、今年は２番目に多くなっており、町政に望むことに対する回答では国保税・介護保険料の軽減が昨年は４番目、今年は３番目と多くなっていました。このことから、隠岐の島町の国保税は軽減されるべき状況だと思います。

しかし、島根県でも国保の都道府県単位化が進められ、令和15年までに保険料率を全県で統一する完全統一を行う方向で動いています。そうなれば、全国に先駆けて保険料の完全統一を行った大阪府と奈良県のように、さらに国保税が値上がりすることが考えられます。ですから、国保の構造的課題を解決し、協会けんぽ並みの保険料率までに引き下げるために、国に対して国保負担割合の引上げ、財政基盤の拡充強化に向けての新たな財政支援を求めるべきです。そして、住民の健康を守り、自治体独自の負担軽減を図る取組は維持拡充されるべきで、基金を取り崩すことも含め国保税は値下げするべきだと思います。

また、国保税の滞納者に対しては、担当課の丁寧な対策により収納率が向上していることは評価できますが、医療費が10割負担となる資格確認証を発行しています。10割負担のペナルティーを科すことは受診控えを招くことにもなり、後期高齢者医療保険では発行してい

ないことを考えれば、国保税も10割負担となる資格確認書を廃止すべきです。

以上で反対討論を終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

次に、認定第２号の原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

（　「なし」の声を確認　）

認定第２号についてほかに討論のある方おられますか。ありませんか。

以上で、認定第２号議案についての討論を終わります。

ほかの議案について討論はありませんか。

今は賛成、反対、ほかに含めて、討論はありませんか。

それでは、

（ 発言する者あり ）

先ほど事務局のほうから賛成から、答弁してくださいというふうにきたんですから。

１番の松山議員じゃないですか。違いますか。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

今ここで手を挙げていただければ、いいと思います。される方は、はい。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

それでは13番、石田茂春議員。

○１３番（ 石 田　 茂 春 ）

間違いですので辞退します。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

失礼いたしました。賛成者のほうから討論を始めたいと思いますので、賛成討論の方。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

山田議員。

○５番（ 山 田　 浩 太 ）

はい。では、私は請願第４号「隠岐地域の医療・介護・福祉人材確保に関する連携体制の構築及び支援を求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

まず、総務民生教育常任委員会におきまして、本請願において慎重かつ厳正な審査をいただいたことに、紹介議員の立場として敬意を表します。その上で、委員長報告で示された不採択理由の一部につきましては、請願の趣旨との間に、認識のずれ、擦れ違いがあるのでは

ないかと考えましたので、その点を整理して申し上げます。

今回の請願が求めている中心は、この隠岐、隠岐の島町の医療、介護、そして福祉の分野の人材不足という地域の課題、そして私たち住民一人一人の全員の課題に対して、島外の人材への情報発信、そして現場を知る機会、インターンもしくは地域との交流など、個々の事業所だけに委ねるのではなく、行政を含め地域全体で連携する仕組みを検討してほしいとそういった内容であります。委員会の審査では、提出団体が事前に町などの行政機関、その他隠岐広域連合や隠岐病院等へ申入れをしていないという点について指摘がございました。

もちろん、事前に関係団体等と意見交換を行い、課題認識を共有しておくということが望ましいというご指摘については、私も理解するところであります。提出者側にもより丁寧な準備や調整が必要であった点はあったかと思います。

しかし、ここは請願の制度そのものと政策形成上の事前調整とは分けて考える必要があるのではないかと考えています。地方自治法や本町議会の会議規則におきましても、請願書への記載事項や手続については明確に定められておりますが、提出前に行政機関等への申入れを行うことは要件とはされておりません。つまり、住民や団体が地域課題を議会に届け、議会がその内容を審査し、必要と判断すれば行政へつないでいくことも、この請願制度の重要な役割の一つであります。

したがいまして、事前の申入れが十分でなかったことはこれから改善すべき点として受け止めるといたしましても､それだけで請願が提起しているこの政策課題の必要性までも否定、不採択とすべきではないと私は考えています。

私は実際にこの町内の福祉施設から、およそ５年後、５年以内には現在第一線で働いている職員、福祉の施設のところですが、職員さんが一斉に退職する時期を迎え、今以上に人材の確保が難しくなるという強い危機感を伺いました。これは一つの私が伺った施設からの話であり町全体を示す統計ではありませんが、しかし現場には将来への不安が確実に存在していること、そして議会としてもこれらを軽く扱うべきではないと考えています。

また島内の限られた人材を事業所同士で確保し合うだけでは、地域全体の総量は増えていきません。特に小規模な事業所では日々の業務に追われ、対応の広報や島外への情報発信、人材の確保、そういったところに十分に手が回らない、こういった課題もあります。だからこそ、個々の事業所だけではなく地域全体で人材を呼び込み、そして知ってもらい現場を体験してもらい、そして定着につなげていく仕組みを考えていく必要があるというふうに考えています。

また、委員会のほうでは、団体としての活動実績が十分でないこと、規約の不備等も含めまして、ご指摘をいただきました。この点につきましてもですね、素直に受け止め今後改善していく必要があると考えます。しかし団体の運営体制に改善すべき点があることと、本請願が提起している医療・介護・福祉人材確保という政策課題の必要性は、これもやはり分けて考えるべきであると考えます。

なぜ今回まだ活動実績が十分とは言えない段階の団体が請願という方法をとったのか。それは、この問題は、１事業者や１民間団体だけで解決ができる問題ではないと考えたからです。将来課題がさらに深刻になってから対応するのではなく、今の段階から地域全体で考え、仕組みづくりを始めてほしい。その危機感が今回の請願の出発点であります。

私たち議会は完成された提案だけを受け取る場所ではなく、地域の中にある課題や声を受け止め、その必要性を議論する役割を担っていくべきだと考えています。隠岐の島町の医療・介護・福祉を将来にわたり維持していくために、行政を含めた地域全体の人材確保の仕組みを今から検討する必要があるのかどうか。私はそこにこそ今回の請願の本質があると思っています。

以上の理由から本請願を採択すべきものとし、議員の皆様にはご賛同をお願いを申し上げます。討論を終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

石田茂春議員。

○１３番（ 石 田　 茂 春 ）

それでは、請願書第４号について不採択の立場から討論を行います。

隠岐の島町議会は、皆さんご承知のとおり委員会制度をとっております。

今回の請願書は、本来なら議会初日に委員会に付託されるはずでありますが、しかし、会期中の今月の 16 日、遅れた理由もなく委員会に付託されました。その後、委員会で副議長から遅れた理由をお聞きしたところでございます。

同委員会は、紹介議員から提出の説明を受け、また、提出団体の代表者から請願書の内容等の説明を受け、また、質疑などを行いました。

質疑の中で、疑問点、規約等の不備が見受けられました。不採択の理由は、先ほど委員長が報告したとおりであります。当委員会は時間をかけ慎重審議を行い、その結果、不採択の

結論にしたところであります。

委員会制度をとっている以上、委員会の結論を重視すべきであります。終わり。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

請願第４号について、ほかに討論はありませんか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

松山貢議員。

○１番（ 松 山　　貢 ）

請願第４号について、賛成の立場で討論いたします。

まず、請願までに至る発想、着想、意思、行動へのこの請願者の熱意に尊重を表明します。今現在では、人材は不足し確保は困難な状況であります。そしてこの分野では今後もこれが続き、悪化し深刻化していくということが予測されます。今この段階からでも動こうとされていることを我々議会は支えるべきだと思います。

委員会の判断は尊重すべきではありますが、しかし、致し方なく苦渋の判断されたところもあろうかと思います。と申しますのは、不採択以外で継続審査とされた委員もおられたというところがそういったところみてとれます。

もう少し審査の内容が深まっていれば、変わっていた可能性もあるんじゃないかというふうに思い、私は今現段階から継続審査ということはとれませんけれども、賛成という立場になってこれの活動を進められるように支えていきたいというふうに考えての討論です。

いずれの要因があるにせよ、不採択はこの動きへの否定と捉えまして、様々な波紋を呼びます。そうなってしまえば、議会での説明ということはもはや追いつくことができず、説明責任を果たすことができなくなるであろうというふうに思います。この取組をこの真意を理解し支え、町民の医療・介護・福祉の問題解決の大事な一つと捉えるべきだと思います。また、あわせて、請願同意者七つの事業者団体等の存在への尊重と、その施設等が抱えておられる問題等への理解、そしてそれぞれの利用者、支えられている方々、生活者へのおもんばかりが最も重要なことだと思います。

この請願は、この分野、この問題における初の請願と捉え、その崇高な意思を、博愛精神をとめてはならないというふうに考えます。よって、これを議員、議会の度量で受け止め、島の現状と将来を直視し、道義的責任を持ってこの請願を支え賛成すべきと考えます。

議員の皆さんの賛同を強く求めます。以上でございます。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

請願第４号について、ほかに討論はありませんか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

齋藤則子議員。

○7番（ 齋 藤　 則 子 ）

私は、今の松山議員の言葉の中にちょっと大変な違和感を覚えましたっていうか、非常に何かどういうことかと申します。まず一つは、私たち委員会が総務教育民生常任委員会がもっと深く、慎重に審議していればという言葉がございました。

それに対して私は強く抗議いたします。私たちは大変慎重に、微に入り細に入りやりました。それをそういうふうに言われるのは非常に心外でございます。

例えば、ここには出てきておりませんけれども、いわゆる請願というのは自分たちが行動してみて、そこでどうにもなしに、にっちもさっちもいかなくなったっていいましょうか、もうこれ以上ちょっと助けを求めないといけないというところで請願が出てくるっていうような意見もございました。全くそのとおりだと思います。

それから、それ以外に、ですからそのことが全くこの団体からの請願にはないわけですね。この請願書を出した日付が、８月の受け取りが８月 27 日だったわけです。そして、正式にその団体が設立されたのが８月の 31 日なわけです。８月に 27 日に議会として受け付けてるわけですけれども、そうしましたら普通は内容がちゃんとしてれば、もう、９月の初日に、委員会に付託がなされるわけですけれども、先ほどの石田委員からもお話がございましたように、それがなされてなかった。議会中になって、やっと初めてそれが付託されたというような、そういうルール違反もございます。

それからまた先ほどの松山議員の言葉の中に、いかに何かいわゆる例えば隠岐病院にしても何にしても、固有名詞出したらいけないのか分かりませんけれども、いろんな機関で本当に真剣に人材不足に対して確保のためにいろんな取組をしているわけですね。それを余りなされていないような、そういう発言がございました。それに対しても私は強く抗議いたします。

隠岐病院なんかでも、クラウドファンディングを通じて人材確保を行おうとしております。今やっているところですね。それ以外の機関でも、自分たちでもいろんな方法を使って人材確保に努めているようなことがございます。それを軽視するような発言がございました。

それに対して本当に、各機関の今一生懸命それに取り組んでる人たちに対する非常に何か軽視といいましょうか。余りにも、ひどい言い方ではないかというふうに感じました。

ということで私は、委員長報告を行いまして不採択にいたしました。その責任から、今、討論をいたしました。

これで私の討論を終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

請願第４号について、ほかに討論ありませんか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

松山貢議員。

○１番（ 松 山　　貢 ）

動議をいたします。

先ほど発言で私が、医療機関においての人材確保の動きが余りないというふうな趣旨の発言がありました。私はそういう発言をしておりませんので、後ほど議事の確認をして修正をお願いします。以上です。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

第４号、請願第４号についてほかに討論ありませんか。よろしいですか。

（　「なし」の声を確認　）

はい。以上で、請願第４号議案についての討論を終わります。

ほかの議案について、討論ありませんか。

（　「なし」の声を確認　）

はい。以上で、討論を終わります。

日 程 第 ３．採決

採決を行います。この採決は、電子採決により行います。

念のため申し上げます。電子採決による表決においては、モニター画面右上「投票受付中です。」が表示されている間にボタンを押してください。

また、押し間違いの場合は、投票受付中であれば取消しボタンを押してから再度賛成・反対ボタンを押し直してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点滅しているかを確認して表決してください。

はじめに、議第62号「隠岐の島町犯罪被害者等支援条例」から、議第64号「地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」までの３件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（　賛成・反対のボタンにより表決　）

押し間違いはありませんか。

（　「ありません」の声を確認　）

押し間違いなしと認め、採決を締切ります。賛成全員であります。したがって、議第62号から議第64号までの３件は委員長報告のとおり可決されました。

賛成（ １３名 ）

松　山　　貢	牧　野　牧　子	前　田　芳　樹
村　上　　一	齋　藤　則　子	石　田　茂　春
西　村　万里子	村　上　謙　武	髙　宮　陽　一
脇　田　千代志	菊　地　政　文	
山　田　浩　太	西　尾　幸太郎	

反対（ ０名 ）

次に、議第65号「令和８年度隠岐の島町一般会計補正予算（第３号）」について採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（　賛成・反対のボタンにより表決　）

押し間違いはありませんか。

（　「ありません」の声を確認　）

押し間違いなしと認め、採決を締切ります。賛成全員であります。したがって、議第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

賛成（ １３名 ）

松　山　　貢	牧　野　牧　子	前　田　芳　樹
村　上　　一	齋　藤　則　子	石　田　茂　春
西　村　万里子	村　上　謙　武	髙　宮　陽　一

脇　田　　千代志	菊　地　　政　文	
山　田　　浩　太	西　尾　　幸太郎	

反対（ ０名 ）

次に、議第66号「令和８年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）」から、議第68号「令和８年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第１号）」までの３件について、一括して採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（　賛成・反対のボタンにより表決　）

押し間違いはありませんか。

（　「ありません」の声を確認　）

押し間違いなしと認め、採決を締切ります。賛成全員であります。したがって、議第66号から議第68号までの３件は、委員長報告のとおり可決されました。

賛成（ １３名 ）

松　山　　貢	牧　野　　牧　子	前　田　　芳　樹
村　上　　一	齋　藤　　則　子	石　田　　茂　春
西　村　　万里子	村　上　　謙　武	髙　宮　　陽　一
脇　田　　千代志	菊　地　　政　文	
山　田　　浩　太	西　尾　　幸太郎	

反対（ ０名 ）

次に、議第69号「令和７年度隠岐の島町水道事業会計未処理分利益剰余金の処分及び決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（　賛成・反対のボタンにより表決　）

押し間違いはありませんか。

（　「ありません」の声を確認　）

押し間違いなしと認め、採決は締切ります。したがって、賛成全員であります。したがいまして、議第69号は委員長報告のとおり可決されました。

賛成（ １３名 ）

松　山　　貢	牧　野　牧　子	前　田　芳　樹
村　上　　一	齋　藤　則　子	石　田　茂　春
西　村　万里子	村　上　謙　武	髙　宮　陽　一
脇　田　千代志	菊　地　政　文	
山　田　浩　太	西　尾　幸太郎	

反対（ ０名 ）

次に、認定第１号「令和７年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（　賛成・反対のボタンにより表決　）

押し間違いはありませんか。

（　「ありません」の声を確認　）

押し間違いなしと認め、採決を締切ります。賛成多数であります。したがって、認定第１号は委員長報告のとおり可決されました。

賛成（ １２名 ）

松　山　　貢	牧　野　牧　子	西　尾　幸太郎
西　村　万里子	齋　藤　則　子	前　田　芳　樹
脇　田　千代志	村　上　謙　武	石　田　茂　春
山　田　浩　太	菊　地　政　文	髙　宮　陽　一

反対（ １名 ）

村　上　　一

次に、認定第２号「令和７年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（　賛成・反対のボタンにより表決　）

押し間違いはありませんか。

（　「ありません」の声を確認　）

押し間違いなしと認め、採決を締切ります。賛成多数であります。したがって、認定第２号は委員長報告のとおり可決されました。

賛成（ １２名 ）

松　山　　貢	牧　野　牧　子	西　尾　幸太郎
西　村　万里子	齋　藤　則　子	前　田　芳　樹
脇　田　千代志	村　上　謙　武	石　田　茂　春
山　田　浩　太	菊　地　政　文	髙　宮　陽　一

反対（ １名 ）

村　上　　一

次に、認定第３号「令和７年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第６号「令和７年度隠岐の島町下水道事業会計決算の認定について」までの４件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（　賛成・反対のボタンにより表決　）

押し間違いはありませんか。よろしいですか。

（　「ありません」の声を確認　）

押し間違いなしと認め、採決は締切ります。賛成全員であります。したがって、認定第３号から認定第６号までの４件は委員長報告のとおり可決されました。

賛成（ １３名 ）

松　山　　貢	牧　野　牧　子	前　田　芳　樹
村　上　　一	齋　藤　則　子	石　田　茂　春
西　村　万里子	村　上　謙　武	髙　宮　陽　一
脇　田　千代志	菊　地　政　文	
山　田　浩　太	西　尾　幸太郎	

反対（ ０名 ）

次に、諮問第１号及び諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の２件を一括して採決します。

本案をお手元に配付した意見のとおり答申することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（　賛成・反対のボタンにより表決　）

押し間違いはありませんか。

（　「ありません」の声を確認　）

押し間違いなしと認め、採決を締切ります。賛成全員であります。したがって、諮問第１号及び諮問第２号の２件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

賛成（ １３名 ）

松　山　　貢	牧　野　牧　子	前　田　芳　樹
村　上　　一	齋　藤　則　子	石　田　茂　春
西　村　万里子	村　上　謙　武	髙　宮　陽　一
脇　田　千代志	菊　地　政　文	
山　田　浩　太	西　尾　幸太郎	

反対（ ０名 ）

次に要望第１号『隠岐島木材業製材業協同組合「ウッドヒル隠岐」への支援について（要

望)』を採決いたします。

この要望に対する委員長報告は採択です。この要望を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（ 賛成・反対のボタンにより表決 ）

押し間違いはありませんか。

（ 「ありません」の声を確認 ）

押し間違いなしと認め、採決を締切ります。賛成全員であります。したがって、要望第１号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

―――――――― ・ ―――――――― ・ ――――――――

賛成（ １３名 ）

松　山　　貢	牧　野　牧　子	前　田　芳　樹
村　上　　一	齋　藤　則　子	石　田　茂　春
西　村　万里子	村　上　謙　武	髙　宮　陽　一
脇　田　千代志	菊　地　政　文	
山　田　浩　太	西　尾　幸太郎	

反対（ ０名 ）

―――――――― ・ ―――――――― ・ ――――――――

次に、請願第４号「隠岐地域の医療・介護・福祉人材確保に関する連携体制の構築及び支援を求める請願」を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（ 賛成・反対のボタンにより表決 ）

押し間違いはありませんか。

（ 「ありません」の声を確認 ）

押し間違いなしと認め、採決を締切ります。賛成多数であります。したがって、請願４号は、採択とすることに決定いたしました。

―――――――― ・ ―――――――― ・ ――――――――

賛成（ ７名 ）

松　山　　貢	牧　野　牧　子	髙　宮　陽　一

脇　田　　千代志	村　上　　謙　武	
山　田　　浩　太	菊　地　　政　文	

反対（ ６名 ）

村　上　　一	齋　藤　　則　子	前　田　　芳　樹
西　村　　万里子	西　尾　　幸太郎	石　田　　茂　春

日程、失礼いたしました。以上で、採決を終了いたします。

日 程 第 ４．議員提出議案の上程及び審議

議員提出議案の上程及び審議を行います。

本日お手元に配付いたしましたとおり、１件の議案が提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条第１項、及び第２項の規定により、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

提案理由の説明を行います。

発議第２号「子どもたちの最善の教育環境と地域の発展を守るための決議」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、髙宮陽一議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

髙宮議員。

○１４番（ 髙 宮　　陽 一 ）

それでは、発議第２号につきまして、提案理由の説明を行います。

決議案の概要は、先般、総務教育民生常任委員長の委員長報告のとおりでございますが、決議案を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

子どもたちの最善の教育環境と地域の発展を守るための決議案。隠岐の島町教育委員会が提示している「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画基本方針（案)」は、子どもたちの教育環境や地域の発展に極めて重大な影響を与えるものであります。学校は単に子どもたちが学ぶ場であるだけでなく、地域住民の集いや防災の拠点、伝統文化を継承する場として、地域コミュニティーの核たる役割を果たしてきております。

学校の消滅は、移住・定住施策や少子化対策と逆行し、周辺地域の過疎化、そして活力低

下を急激に加速させるおそれが極めて高い。また、学校統廃合に伴う通学距離の延長は、子どもたちの身体的・精神的負担を増大をさせ、特に冬季や悪天候時における通学の安全確保に多くの懸念を残しております。小規模校ならではの、きめ細かな教育の質の維持・向上や地域と一体となった教育効果についても、より深く検証されるべきであります。

何より、本計画の進め方において、保護者や地域住民に対する説明や意見聴取が十分とは言えず、広範な合意形成が図られているとは言い難く、地域の声を置き去りにしたまま効率性のみを重視して統廃合を拙速に進めるべきではありません。

よって、子供たちの最善の教育環境と地域の発展を守るために、住民の声を反映した慎重な再検討・見直しを行うことを強く求めるものであります。以上決議する。令和８年９月 25 日、隠岐の島町議会。

以上で提案理由の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、二元代表制の議員として住民の負託に応えていただきますよう、ご理解をいただき、ご賛同いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で提案理由の説明を終わります。

発議第２号の質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

（　「ありません」の声を確認　）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。討論はありませんか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

松山貢議員。

○１番（ 松 山　 貢 ）

決議案の子どもたちの最善の教育環境と地域の発展を守るための決議案に対して、反対の立場からお話しします。

現計画案を修正とすることは、案自身を既成事実として認識させてしまう、町民の皆様にですね。そういったきらいが非常に高いと私はそのことを非常に心配しております。そのために、今現段階からでは反対という立場でしか発言ができませんので、あえて反対立場から発言するものです。

執行部からは、この計画については公式にこの案を決定ではない。民意を反映させ 11 月に素案を策定すると明言されています。このこと自身が最新の状況であり、重要な着眼点の一つというふうに捉えます。大まかなところの委員長報告は支持します。

しかし、特に主張しておきたいことがあります。執行部で行われた町民のアンケート結果です。分からないという結果がですね、20%近くあります。これは非常に割合として大きい。つまり、現計画の認識がまだ浅く、判断しかねるということが十分に予測されます。この20%の動き、今後のいかんによってはこの賛成反対の町民の意思も変わることも十分考えられます。つまり、この20%分からない人の意見がこの事案の鍵を握るということになります。この20%市民の意思、そのこと自身を授与するべきだというふうに考えます。

これからですね、この20%の行方というものを判断材料足りうるところまで、そのレベルまで分析、解析、解明し、判定すべきであるというふうに考えます。

その上で導き出される道の一つには、例えば中学校２校早急に形成し、その社会を形成した上で小学生自身が将来像として望める場所自身を物理的につくる、そういう社会をつくる、そして小学校自身は、今現段階の状況に推移を見守りながら状況に応じて編入していく、再編していくというパターンもあろうかと思うんですね。原因素因があり、結果、現状があるわけです。これが今の事実であり全てが関連しあっているコンステレーションを形成しています。

来年きしくも、齋藤議員の一般質問にありましたレヴィ＝ストロースの来島50周年に該当します。この再編を目指す、この公式発表である知の巨人、構造主義、野性の趣向、それらの思想から導き出される、それが示す悪条件に屈せぬたくましい暗示という言葉があります。まさに、何らかの縁だと思うんですけれども、こういった形のことが反映された計画案が、素案が出されることを期待したいと思います。

この構築自身に、隠岐の島町の教育ルネッサンスの胎動というものを期待するところです。以上です。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

次に、賛成者の発言を許します。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

村上謙武議員。

○８番（ 村 上　 謙 武 ）

私は本案提出に賛成の立場から討論を行います。

まず、学校統廃合の議論において真に最優先されるべきは、単なる児童生徒数の人数適正化ではなく、多様な体験を通じた子供たちの豊かな発達と地域全体の持続可能性の両立ではないかと、そう考えております。

小規模校には、児童生徒一人一人に目が届き、きめ細かな指導や地域社会と密着した体験型教育という大きな強みがあります。これらは集団の規模拡大だけでは、代替できない貴重な教育的価値であり、適度な広域的統合は、長時間の通学による子供たちの疲弊や地域活動の機会損失を招き、結果として、教育環境の質を阻害する危険性をはらんでおります。

また、郡部の活性化とは、人が住み続けられる郡部の地域づくりであるとそう考えるとき、その拠点となる学校がなくなれば子育て世代の流出と将来的な人口減少をさらに加速させることは容易に予想されることでもあります。

したがって、学校の統廃合を伴う教育環境の将来像を考えるときには効率性を優先するのではなく、小規模校の強みを生かした独自の教育モデルの模索も含め、地域住民や保護者との丁寧な対話を重ねることが不可欠であることは明白なことであります。

よって、今後の小中学校教育環境基本計画の作成にあたっては、令和６年度の小中学校のあり方検討委員会での検討結果に固執するのではなく、子供たちの最善の教育環境と郡部の活性化も視野に入れた視点に立ちながら、本計画策定に慎重に取り組むことを強く求めまして、本案提出に対して賛成討論といたします。

どうか、議員の皆様にはご賛同いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

次に、発議第２号について、反対者の討論される方おられますか。

（　「ありません」の声を確認　）

発議第２号について、賛成者の発言ありますか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

西尾幸太郎議員。

○１０番（ 西 尾　 幸 太 郎 ）

発議案に対して賛成の立場で討論したいと思います。これは事前にですね、特に原稿なども用意してないので、詰まるところもあるかと思いますけどご承知ください。

私自身は、今教育委員会が示している基本案に、小学校２校中学校２校に対してはですね、総論としては賛成の立場であります。

ただしかし、これまでの説明会などを聞いている限り、やはり、委員長報告のほうでも指摘のあった地域振興とか、あと具体的に２校２校にした後にどういったメリットがあるのかっていうところの具体策なんかが見えてこないと。そこで今現状進められてるスケジュールとか、あと２校２校に固執して無理やりやっぱりこういった案を決めてしまうということ自

体に対しては非常に危惧をしております。

ですからやはり、決議案の中には見直しも含めてというふうには書いてあるんですが、むしろ、どういった地域振興策を小学校２校中学校２校にした後に行っていって地域の疲弊を防止していくのか。小学校２校中学校２校にした後に、子供たちがどういったすばらしい教育環境で教育を受けられるかの隠岐の島町としてのビジョンをもう少し具体的にするには、もっともっとやっぱり議論する時間が必要かなというふうに考えております。

そういった意味でも、今回我々が決議を出して教育委員会に対してもっとしっかりとじっくりと計画を策定するように求める必要があると考えております。

以上が決議案に対する賛成の立場からの討論です。よろしくお願いします。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

発議第２号について、ほかに討論ありませんか。よろしいですか。

（　「ありません」の声を確認　）

はい。討論なしと認めます。これより採決を行います。採決は電子採決により行います。

発議第２号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（　賛成・反対のボタンにより表決　）

押し間違いはありませんか。

（　「ありません」の声を確認　）

押し間違いなしと認め、採決を締切ります。賛成多数であります。したがって、発議第２号は原案のとおり、失礼いたしました。したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

賛成（ ８名 ）

村　上　　一	牧　野　　牧　子	西　尾　　幸太郎
脇　田　　千代志	村　上　　謙　武	髙　宮　　陽　一
山　田　　浩　太	菊　地　　政　文	

反対（ ５名 ）

松　山　　貢	齋　藤　　則　子	石　田　　茂　春
西　村　　万里子	前　田　　芳　樹	

日 程 第 ５．委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声を確認　）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、特別委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件を終わります。

日 程 第 ６．議員派遣の件

議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声を確認　）

異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、議員派遣の件を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査・調査となった案件を除き、全て議了といたしました。

会議を閉じます。

以上で、令和８年第３回隠岐の島町議会定例会を閉会いたします。

（ 閉　会　宣　告　　１１時１２分 ）

以　下　余　白